

諮問日：平成30年8月8日（平成30年度（最情）諮問第34号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（最情）答申第76号）

件名：検事の採用手続について通知した文書等の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、別紙3記載の各部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年4月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

70期司法修習生の被面接者は、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）を了知している。

検事採用願等を提出した司法修習生は、その後の司法修習生考試において不合格とならない限り、検事に採用されることが事実上決まっている以上、被面接者において特別な対応をとる必要はない。

真実は検事としての適性を欠くのに、法務省の評価方法に即してこれを糊塗する者が現れたとしても、当該司法修習生を長期間にわたって観察している司法研修所検察教官等が、これを見抜いた上で事前に情報提供したり、法務省の面接選考において、適格性を糊塗するような検事志望者を排除したりすることは容易である。

したがって、本件不開示部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分について改めて検討した結果、別紙3記載の各部分については開示するのが相当と考えるが、それ以外の部分については、検事の採用における着眼点の一端を推知させる情報が記載されており、これを公にした場合、当該情報を得た司法修習生の言動に不測の影響を及ぼし、検事の採用に当たっての正当な評価が困難となって、法務省における円滑な採用事務に支障を及ぼすおそれがある。
- 2 苦情申出人は、70期司法修習生の被面接者が本件不開示部分を了知していると主張するが、将来の採用事務への支障も考慮する必要がある。

また、苦情申出人のその余の主張は、いずれも採用事務についての独自の見解によるものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 平成31年1月8日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月18日 審議
- ⑥ 同年2月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、別紙2記載4及び5の文書のうち、検事採用の面接選考における面接官の着眼点又はこれを推知させる内容が記載されている部分であることが認められる。

最高裁判所事務総長は、本件不開示部分のうち、別紙3記載の各部分につい

ては開示するのが相当と考えるが、それ以外の部分については、検事の採用における着眼点の一端を推知させる情報が記載されており、これを公にした場合、当該情報を得た司法修習生の言動に不測の影響を及ぼし、検事の採用に当たっての正当な評価が困難となって、法務省における円滑な採用事務に支障を及ぼすおそれがあると説明する。このような説明の内容及び見分の結果を踏まえて検討すると、別紙3記載の各部分については、検事の採用における着眼点の一端を推知させる情報ではあるものの、その記載内容に照らして、採用事務に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。その一方、本件不開示部分のうち別紙3記載の各部分を除く部分については、検事の採用における着眼点を推知させる情報が記載されており、これを公にした場合には、採用事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。苦情申出人は、本件不開示部分の全体について採用事務に支障を及ぼすおそれがない旨を主張するが、採用事務に係る独自の見解に基づくものといわざるを得ず、採用することができない。

したがって、本件不開示部分のうち、別紙3記載の各部分を除く部分については法5条6号に規定する不開示情報に相当するものと認められるが、別紙3記載の各部分は開示するのが相当である。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分のうち別紙3記載の各部分を除く部分については法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、別紙3記載の各部分は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙 1

- 1 70期司法修習生に対し，検事の採用手続について通知した文書
- 2 70期司法修習生が検事に採用されることを希望する場合に提出する書類の様式が分かる文書

別紙 2

- 1 平成 29 年 8 月 24 日付け法務省人検第 218 号「検事への採用手続について」
- 2 平成 29 年 10 月 3 日付け法務省人検第 219 号「検事への採用手続について」
- 3 検事採用願
- 4 面接票 (No. 1)
- 5 面接票 (No. 1) (記載例)
- 6 面接票 (No. 2)
- 7 面接票 (No. 2) 【記載例】
- 8 検事採用願等作成要領

別紙 3

- 1 別紙 2 記載 4 の文書のうち、左から 1 列目の上から 5 段目及び 6 段目
- 2 別紙 2 記載 5 の文書のうち、左から 1 列目の上から 5 段目及び 6 段目